

○労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四号）  
厚生労働省

改正案	現行
<p>労働金庫法第五十八条の三第八項及び第五十八条の五第七項の規定並びに労働金庫法施行規則第四十五条第十四項ただし書、 第五十一条第一項第一号及び第二項第二号の規定に基づき従属業務を営む会社が労働金庫若しくは労働金庫連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>（労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十八条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第四十五条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該労働金庫又は当該労働金庫の</p>	<p>（新設）</p> <p>（労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十八条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第四十五条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該労働金庫又は当該労働金庫の</p>

金庫集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、労働金庫に係る集団（規則第四十条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（労働金庫連合会等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第三条 労働金庫連合会、銀行又は法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるものの営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等（当該労働金庫連合会の特定子銀行又は当該労働金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会又はその子会社等（規則第四十五条第四項第二号に掲げる業

金庫集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として労働金庫に係る集団（規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

（労働金庫連合会等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第三条 労働金庫連合会、銀行又は法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるものの営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等（当該労働金庫連合会の特定子銀行又は当該労働金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会又はその子会社等（規則第四十五条第四項第二号に掲げる業

務については当該労働金庫連合会又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及び当該労働金庫連合会の会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十)を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、労働金庫連合会に係る集団(規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

務については当該労働金庫連合会又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及び当該労働金庫連合会の会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として労働金庫連合会に係る集団(規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(労働金庫連合会の従属業務を営む会社が労働金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

(保険会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(労働金庫連合会の従属業務を営む会社が労働金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十八条の五第三項の場合において、従属業務を営む会社  
社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を  
営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について  
、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該労働金庫連合会  
（規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金  
庫連合会の役員を含む。）及びその会員である労働金庫からの収  
入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八  
号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のい  
れかと併せて営む同項第十四号、第十五号、第十九号及び第二十  
号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこととする。

第七条 法第五十八条の五第三項の場合において、従属業務を営む会  
社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を  
営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について  
、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該労働金庫連合会  
（規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金  
庫連合会の役員を含む。）及びその会員である労働金庫からの収  
入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らな  
いこととする。